



住民税非課税世帯等 臨時特別給付金支給スケジュール

1. 給付金の概要

(1) 支給金額 10万円/世帯

(2) 対象者(約4,000世帯の見込み)

基準日(令和3年12月10日)時点で、本市の住民基本台帳に記載されている世帯のうち、次のいずれかに該当する世帯。

住民税非課税世帯

次の両方の条件に該当する世帯

- 世帯構成員全員が令和3年度分の住民税均等割が課税されていない。
- 住民税が課税されている者の扶養親族等のみで構成されていない(裏面3(3)参照)

家計急変世帯

- 新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当となった世帯

2. 支給

(1) 支給までの期間

○不備のない確認書・申請書を受領してから、3~4週間

○特に申請が多い時期は、4週間かかる見通し

(2) 該当世帯ごとの支給までの流れ

① 住民税非課税世帯

市から確認書を送付する世帯

【該当者へ発送開始】

(1/26 発送開始し、配送完了まで約1週間程度)

確認書の内容を確認し、添付書類とともに返送

- ①世帯主の本人確認書類
- ②世帯主名義の口座確認書類の写し(コピー)

市から申請書を送付する世帯

【該当すると思われる方へ発送開始】

(1/26 発送開始し、配送完了まで約1週間程度)

申請書に必要事項を記入し、添付書類とともに返送

- ①世帯主の本人確認書類
- ②世帯主名義の口座登録情報確認書類の写し(コピー)
- ③非課税証明書

【書類のチェック・不備の是正】

【振込手続】

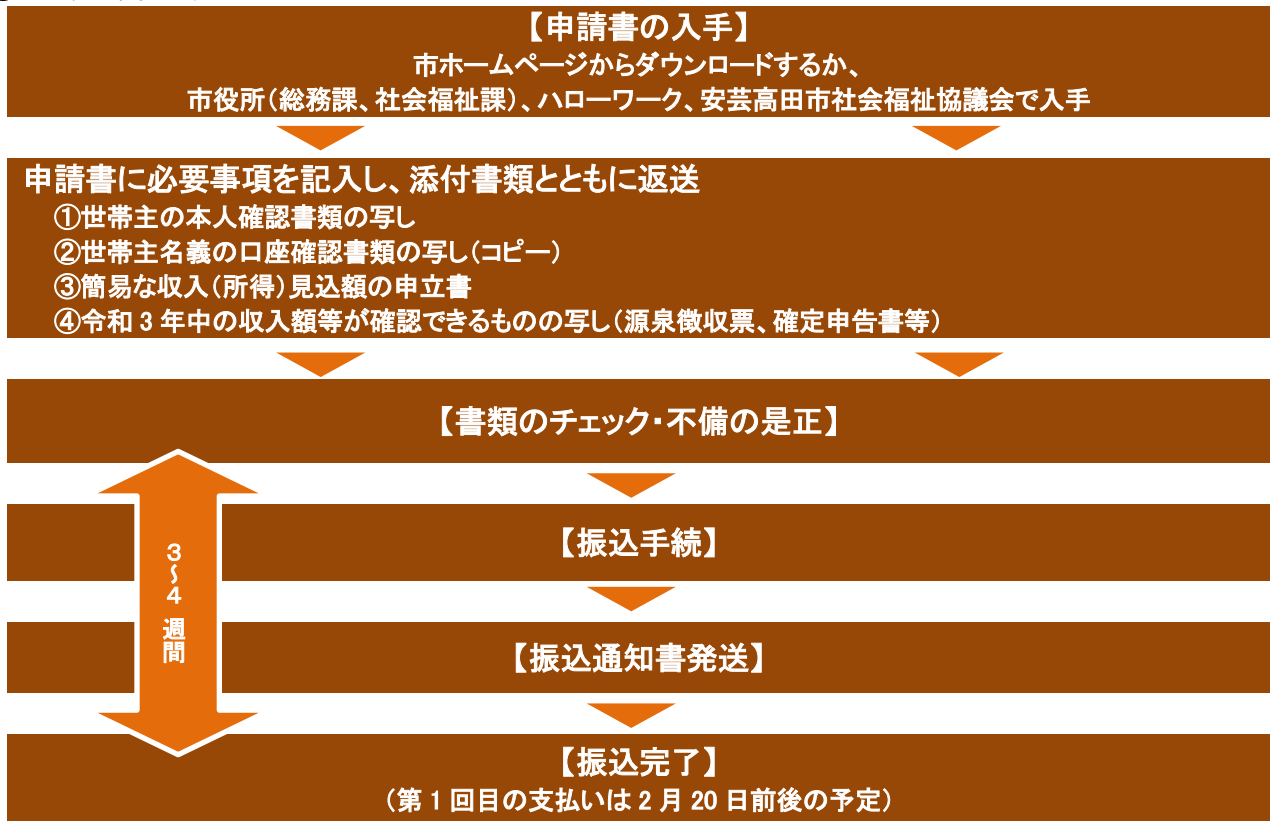
【振込通知書発送】

【振込完了】

(第1回目の支払いは2月20日前後の予定)

3
~
4
週間

②家計急変世帯



③DV等避難者

DV等の理由により、安芸高田市に避難し、本市の住民基本台帳に記載されていない人で、住民税非課税の場合は、安芸高田市に申請が必要
スケジュールは②と同様

3. その他

(1) 専用電話

○名称：安芸高田市「住民税非課税世帯等臨時特別給付金」窓口

○電話：0826-47-1125

○受付時間：平日9時～15時

※確認書送付直後から1～2週間は回線が込み合う可能性が高いため、つながらない場合は、時間を空けておかけ直してください。

(2) 郵送提出への協力依頼

○新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、可能な限り郵送での提出をお願いします。

○本庁又は支所に持参された場合でも受け付けます。

(3) 「1 (2) 住民税非課税世帯」のイメージ

